

損保業界の現状と損保協会の主な取組み

2020年12月

一般社団法人 日本損害保険協会

栃木損保会会長 高橋 学

目次

1. 損保業界の現状 P. 2
2. 地震による保険金お支払いの状況 P. 5
3. 風水害等による保険金お支払いの状況 P. 6
4. 第8次中期基本計画（2018～2020年度） P. 8
5. 環境認識と2020年度の重点取組み P. 9

1. 損保業界の現状①

1. 国内で事業を行う損害保険会社

(2020年7月1日現在)

国内損保会社
(32社)

外国損保会社
(21社)

※国内損保会社：日本法人として損害保険免許を受けている会社

※外国損保会社：支店または代理店形態等で日本に進出している海外の損害保険会社

2. 損害保険代理店・募集従事者数の推移

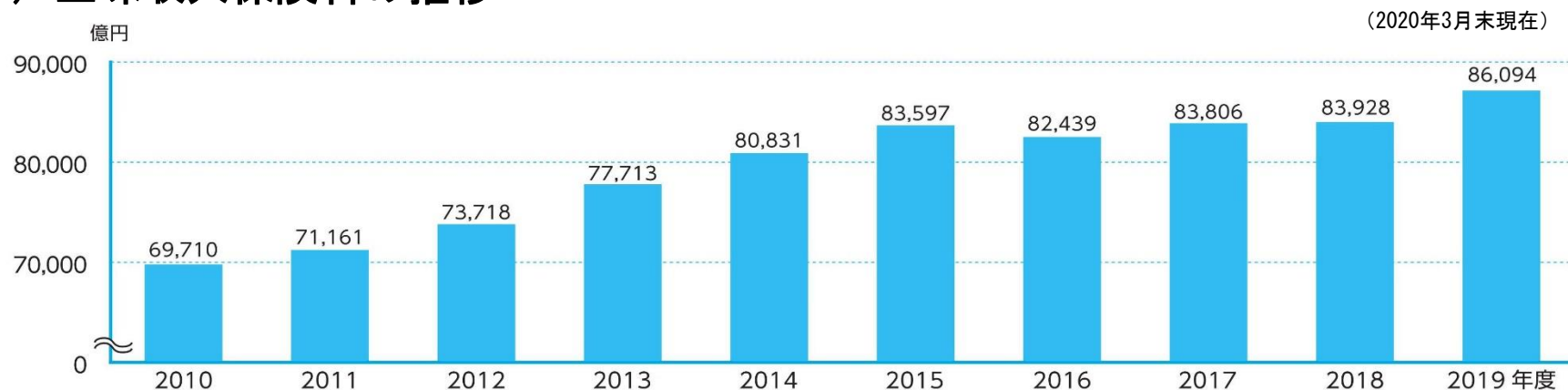
(2020年度末現在)

年度末	2015	2016	2017	2018	2019
代理店数(店)	202,148	196,043	186,733	180,319	172,191
募集従事者数(人)	2,059,743	2,064,265	2,072,888	2,064,308	2,054,942

1. 損保業界の現状②

3. 主な経営指標の動向①

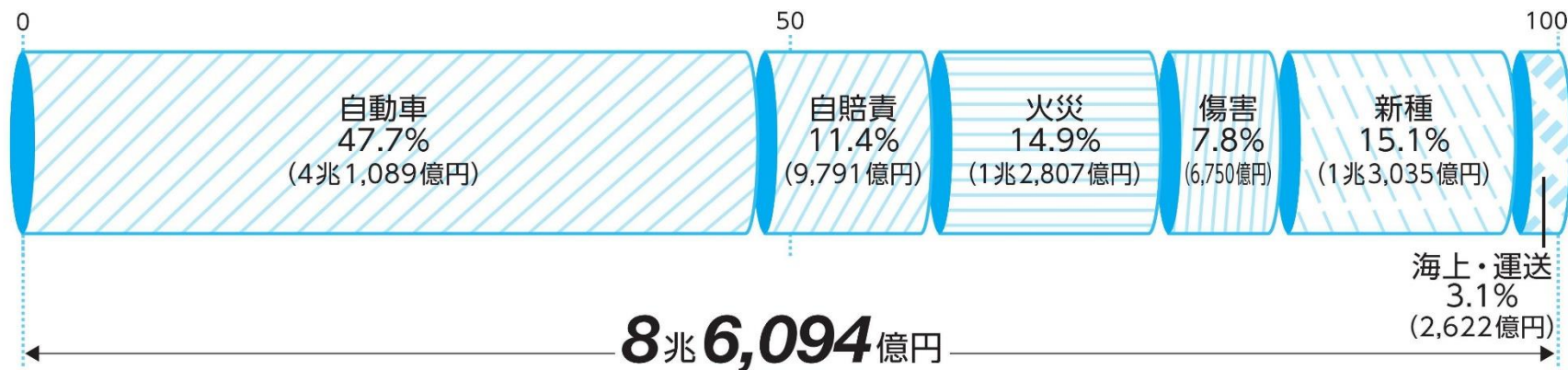
(1) 正味収入保険料の推移



※正味収入保険料とは、元受正味保険料（保険契約者との直接の保険契約に係る収入を示すもの）に再保険に係る収支を加味し、収入積立保険料を控除したものの。
（「正味収入保険料」＝「元受正味保険料」＋「受再正味保険料」－「出再正味保険料」－「収入積立保険料」）

(2) 正味収入保険料の保険種目別構成比（2019年度）

(2020年3月末現在)

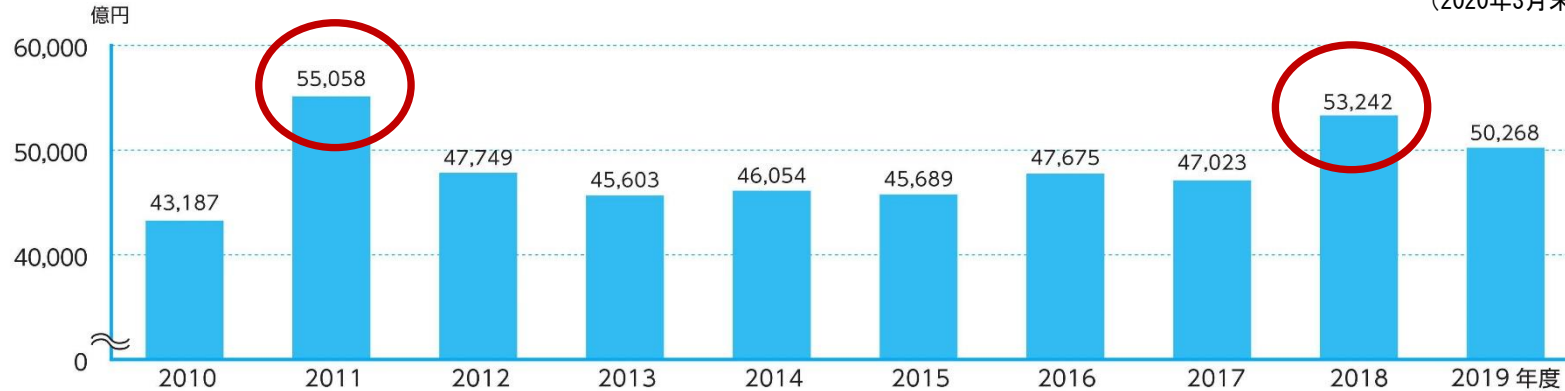


1. 損保業界の現状③

3. 主な経営指標の動向②

(3) 正味支払保険金の推移

(2020年3月末現在)

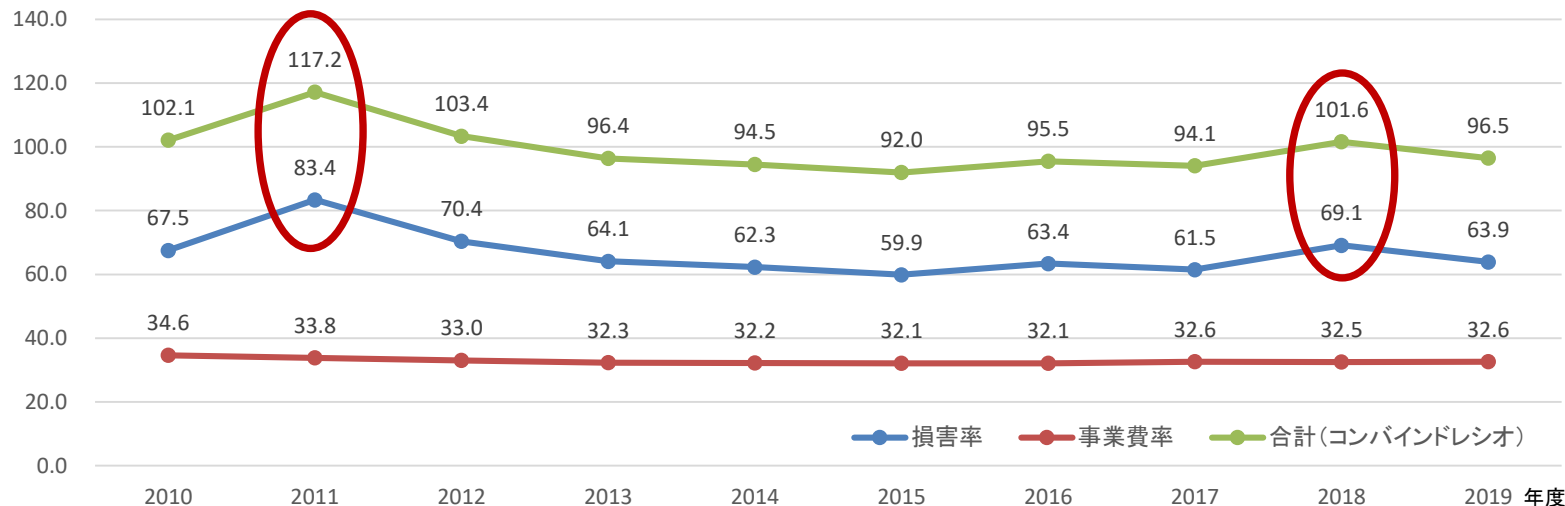


※正味収入保険料とは、支払った保険金から再保険により回収した際保険金を控除したもの。

(「正味支払保険金」=「元受正味保険金」+「受再正味保険金」-「回収再保険金」)

(4) 損害率・事業費率の推移

(2020年3月末現在)



※損害率：保険料に対して保険金等がどのくらい支払われたかを示す指標

※事業費率：保険料に対して保険募集や保険の維持管理のための費用をどの程度支出したかを示す指標

2. 地震による保険金お支払いの状況

(1) 地震による保険金支払例

	地震名	発生日年月日	マグニチュード	支払件数 (件)	支払保険金 (億円)
1	平成23年東北地方太平洋沖地震	2011年 3月11日	9.0	821,205	12,862
2	平成28年熊本地震	2016年 4月14日	7.3	212,316	3,883
3	大阪府北部を震源とする地震	2018年 6月18日	6.1	145,664	1,162
4	平成7年兵庫県南部地震	1995年 1月17日	7.3	65,427	783
5	平成30年北海道胆振東部地震	2018年 9月 6日	6.7	66,493	494
6	宮城県沖を震源とする地震	2011年 4月 7日	7.2	31,018	324
7	福岡県西方沖を震源とする地震	2005年 3月20日	7.0	22,066	170
8	平成13年芸予地震	2001年 3月24日	6.7	24,453	169
9	平成16年新潟県中越地震	2004年10月23日	6.8	12,609	149
10	平成19年新潟県中越沖地震	2007年 7月16日	6.8	7,873	83

日本地震再保険株式会社ホームページ (2020年3月31日現在) より

(2) 地震保険の付帯率

(2020年3月末現在)



※住居用建物および生活用不動産を対象として損害保険会社が取扱っている「地震保険」のみの数値であり、各種共済については含まない。

※付帯率とは、当該年度中に契約された火災保険契約（住宅物件）に地震保険契約が付帯されている割合である、

(損害保険料率算出機構調べ)

3. 風水害等による保険金お支払いの状況

過去の主な風水害等による保険金支払例

順位	災害名	地域	年月日	支払件数(件) (見込含む) (注)	支払保険金(億円) (見込含む) (注)			
					火災新種	自動車	海上	合計
1	平成30年 台風21号	大阪・京都・ 兵庫等	2018年9月3日 ～9月5日	857,284	9,363	780	535	10,678
2	令和元年台風19号 (令和元年東日本台風)	東日本中心	2019年10月6日 ～13日	295,186	5181	645	—	5,826
3	平成3年 台風19号	全国	1991年9月26日 ～28日	607,324	5,225	269	185	5,680
4	令和元年台風15号 (令和元年房総半島台風)	関東中心	2019年9月5日 ～10日	383,585	4,398	258	—	4,656
5	平成16年 台風18号	全国	2004年9月4日 ～8日	427,954	3,564	259	51	3,874
6	平成26年 2月雪害	関東中心	2014年2月	326,591	2,984	241	—	3,224
7	平成11年 台風18号	熊本・山口・ 福岡等	1999年9月21日 ～25日	306,359	2,847	212	88	3,147
8	平成30年 台風24号	東京・神奈川 ・静岡等	2018年9月28日 ～10月1日	412,707	2,946	115	—	3,061
9	平成30年 7月豪雨	岡山・広島・ 愛媛等	2018年6月28日 ～7月8日	55,320	1,673	283	—	1,956
10	平成27年 台風15号	全国	2015年8月24日 ～26日	225,523	1,561	81	—	1,642

※損保協会調べ (2020年3月末現在)

※支払件数、支払保険金は見込み含む。支払保険金は千万円単位で四捨五入を行い算出しているため、各項目を合算した値と合計欄の値が一致しないことがある。

(ご参考) 令和2年7月豪雨災害における損保業界の取組み

2020年7月9日に当協会本部(東京都千代田区)に「2020年度自然災害対策本部」を設置。(本部長:広瀬 伸一(当協会会長))

<2020年度自然災害対策本部基本方針>

当協会および会員各社は、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」を踏まえ、お客さま、代理店、従業員等に対する新型コロナウイルス感染拡大防止に最大限に配慮しつつ、以下の基本方針に従い、今般の自然災害への対応に取り組む。

1. 被災者の生活の安定に資するという保険の目的を果たすために、損害保険業界として総力を挙げて対応する。
2. 被災契約者等に迅速・的確・公平に保険金をお支払いするため、損害保険業界として全力で対応する。
3. 契約者や被災者に安心いただけるよう、親切かつ丁寧な相談対応を行う。

特別措置

○ 被災契約者に対する各種特別措置

<自動車保険、火災保険、傷害保険など>

継続契約の 締結手続きの猶予	保険料の 払込みの猶予
最長6か月後の末日 (2021年1月末日)	最長6か月後の末日 (2021年1月末日)

<自賠責保険>

継続契約の 締結手続きの猶予	保険料の 払込みの猶予
2020年8月4日まで	最長6か月後の末日 (2021年1月末日)

相談・契約照会対応

○ 損害保険に関する一般的な相談窓口

<そんぽADRセンター>

0570-022808(通話料有料)
受付時間:9時15分~17時00分
(土・日・祝日および12月30日~1月4日を除く)

○ 災害救助法が適用された地域で、家屋等の損壊等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失った方からの契約照会窓口

<自然災害等損保契約照会センター>

0120-501331(通話料無料)
受付時間:9時15分~17時00分
(土・日・祝日および12月30日~1月4日を除く)

情報提供

○ 災害対応の専用ページの開設

- ・協会ホームページに損害保険に関する相談・照会窓口や特別措置を掲載
- ・「Yahoo! JAPAN」サイト・「Yahoo!防災速報」アプリに「損害保険に関する受付窓口」のページを開設

○ 自治体向けチラシの作成

- ・損害保険会社の窓口・電話番号等を記載

○ 消費生活センターへの情報提供

- ・自然災害を補償する損害保険の概要・自然災害等損保契約照会センター・そんぽADRセンター・損害保険会社の窓口・電話番号等

○ マスコミ(テレビ・新聞等)への情報提供・取材対応、広告出稿

○ 消費者庁との連携による悪質商法や消費者トラブルに関する注意喚起チラシの作成

【各種損害保険(車両保険(商品車含む)、火災保険、新種保険)の支払保険金等】

(2020年9月3日(木)現在:日本損害保険協会会員会社、外国損害保険協会会員会社等合計)

	事故受付件数(件)	支払件数(件)	支払保険金(千円)
車両保険(商品車含む)	11,282	10,601	11,371,038
火災保険	20,151	17,807	55,513,505
新種保険(傷害保険含む)	1,111	1,063	1,528,896
合計	32,544	29,471	68,413,439

(注1)「事故受付件数」には、事故に関する調査のご依頼のほか、各種損害保険の補償内容・お客様のご契約内容に関するご相談・お問い合わせなども含まれます。

(注2)支払件数・支払保険金は見込を含みます。

4. 第8次中期基本計画（2018～2020年度）

損害保険業界（以下「損保業界」という）がお客さまを支えるリスクの担い手として社会的役割を發揮していくために、以下の事項等を踏まえて、目指すべき4つの方向性を定めるとともに、3か年で重点的に取り組む課題を掲げた。
日本損害保険協会が創立100周年の節目を迎えた中で、新たな時代への第一歩として、損保業界が一丸となって課題解決に向けた取組みを推進する。

<過去100年の損保業界発展の基軸>

- ①モータリゼーション等の環境変化への対応
- ②販売網の拡大や提供情報の充実等による社会への浸透
- ③損害保険事業を安定的に継続するための基盤整備と品質向上

<今後10年の環境認識>

- ①完全自動運転車の実用化等の技術革新
- ②超高齢社会・人口減少社会の進展
- ③巨大リスク顕在化の懸念
- ④お客さまニーズの多様化
- ⑤国際規制・競争環境の変化

－損保業界の将来に向けた取組みの方向性－

①環境変化への迅速・的確な対応

新たな技術の出現や社会を脅かすリスクの変貌などの環境変化に迅速・的確に対応し、安心・安全な社会の形成やお客さまの利便性向上を図る。

②お客さま視点での業務運営の推進

お客さまが損害保険に納得して加入し、より満足いただくために、保険会社・代理店の業務品質を向上させるとともに、お客さまの理解促進を図る。

③より強固で安定的な保険制度の確立

損害保険が将来に向けて社会的役割を發揮していくため、保険制度の安定と保険契約者間の公平性の確保を図る。

④国際保険市場におけるさらなる役割の發揮

単一化・グローバル化が進む保険市場で、わが国の損保業界が競争力を確保するために、発言力や信頼性の向上を図る。

－日本損害保険協会の3か年の取組み－

重点課題	重点施策
技術革新への対応	・自動運転技術の進展状況に応じた態勢整備 ・新技術の有効活用と環境整備
多様化・巨大化するリスクへの対応	・自然災害に対する地域防災力の強化 ・その他ニューリスクに備えた態勢整備
超高齢化など社会環境変化への対応	・高齢者の交通安全・防災に資する啓発活動の強化 ・その他社会環境変化に伴うさらなる役割の發揮
保険会社・代理店の業務品質の向上	・保険会社の業務品質水準の向上に向けた事例共有、ガイドラインの見直し等 ・代理店の募集品質の向上支援の強化
お客さまのリスク意識の啓発	・情報提供態勢の強化 ・自然災害への自助・共助の意識醸成に向けた対応の強化
お客さまとの対話強化	・お客さまの意見・疑問の把握と適切な対応 ・そんぽADRセンターの態勢・機能の強化
大規模地震の発生に備えた態勢整備	・大規模地震損害調査態勢の強化 ・地震保険制度のさらなる安定運営に資する取組推進
不正請求防止対策の強化	・不正請求防止のためのシステムの構築・活用 ・不正請求防止対策の知見や情報の共有
国際基準への適切な対応	・国際基準の検討に対する働きかけの強化 ・国際基準の取り込みと国内法制度との調和
各国市場における競争条件の公正・公平化への対応	・内外差別的規制や慣行の解消・緩和に向けた要請・働きかけ
新興国市場に対する各種支援の強化	・アジア各国との交流活性化と各国損害保険制度への貢献・支援

5. 環境認識と2020年度重点取組み

1. 環境認識

社会課題

自然災害

人口減少

デジタル化

出来事・イベント

東日本大震災
から10年

新型コロナ
ウイルス感染症

新政権
発足

東京オリンピック・
パラリンピック

2. 重点取組み

損保協会 第8次中期基本計画（2018～2020年度）

2020年度 重点課題

自然災害への対応力強化

（主な取組み例）

- ・情報発信の強化
- ・ハザードマップの普及促進
- ・業界共同取組みの検討

金融・損害保険リテラシーの向上

（主な取組み例）

- ・オンラインで利用可能な学習教材
や啓発ツールの作成
- ・ポータルサイトの構築・整備

業務の共通化・標準化による効率化

（主な取組み例）

- ・控除証明書発行機能の共同化
- ・共同保険ボルドロ交換業務の改善

安心かつ安全で持続可能な社会の実現・経済および国民生活の安定と向上